駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策
に関する意見回答書

令和５年１２月２２日

駒ヶ根市

１．農業経営支援について

（１）営農センターの地域農業ビジョン改定及び運営体制の刷新

駒ヶ根市営農センターは当市農政の企画立案・推進機関として市役所、ＪＡ、農業委員会、認定農業者の会、地区営農組合、集落営農組織その他の関係機関から構成されています。その活動は長期的かつ総合的な振興を図ることを目的に、「駒ヶ根市地域農業ビジョン（以下「ビジョン）」に沿って行われるものとされています。しかしながら、当市農業の現状は農業者数の減少、農業者の高齢化の進行、耕作面積の減少、農産物産出高の伸び悩みなど「振興」されているとは言い難い状況にあります。

この状況を変えるためにも、①当市農業を取り巻く内外環境を定義し、②真正面から取り組むべき課題を整理した上で、③「ビジョン」を理想像ではなく実現すべき目標として改定し、④その実現策として営農センター事業計画を定め、⑤推進機関としての営農センターの役割と組織の見直しを進める必要があります。緊急課題解決が目下の急務であることから、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　これからの農業を支える若手農業者、女性農業者の積極的な参画による営農センターの組織改編
イ　農業者の意見を反映できる幹事会体制の改編
ウ　ビジョン改定を担当する専門委員会の設置

【回答】

ビジョンの改定につきましては、ビジョンに代わる新たな計画の策定に向け、12 月 18 日に開催した小委員会にて専門委員会の設置と委員の選出について決定したところです。今後、計画策定のための組織づくりに着手してまいります。

組織や幹事会体制については、長期的かつ総合的な農業・農村の振興を図るため、営農センター規約によって定められ、運営委員会・小委員会・幹事会それぞれに役割があります。営農センター設置目的の達成に向けてそれぞれの立場でご活躍いただけるよう努めてまいります。

（２）新規就農者の確保及び多様な担い手支援

2020 農林業センサスによれば経営主年齢階層別の経営体数のうち、70 歳以上の経営体が全体の半数を占めていることにより、今後 10 年間で多くの農業者がリタイアすることが想定されます。このため、新規就農者の確保対策の強化はもちろん親元就農による世代交代、新規就農者の誘致、多様な担い手（小規模農家、兼業農家、女性農業者）への支援を充実させることが必要となります。

また、日本政策金融公庫による認定新規就農者へのアンケート結果によると、農業経営上大切と考えていることは技術習得、資金確保、販路確立、労働力確保、人脈などが挙げられています。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　各地区営農組合が主体となり地区内への新規就農者誘致目標を定め、研修生を受け入れて技術習得、地域での人脈構築、農地の確保を支援できるよう、各地区営農組合の取り組みに支援を図られたい。

イ　就農希望者に対する農地の確保や技術習得と併せ、初期投資を軽減するための機械導入支援など複合的な新規就農支援策を講じられたい。

ウ　就農者相談窓口の市役所設置について広く周知・徹底

エ　新規就農者・若手農家・多様な担い手が技術習得や情報交換を行う組織の設置支援

オ　女性農業者がさらに地域農業の担い手として活躍できるよう、様々な研修機会の充実を図るとともに、女性同士が情報交換などを行う交流の場の創出

カ　農業経営の安定、食糧の安定生産・供給の観点からも生産経費の高騰時や気象災害時には迅速な判断により、的確かつ継続的な農家支援対策を図られたい。

【回答】

ア　就農希望者の作付品目や就農地などの希望に沿って、該当する地区営農組合と情報共有し、連携を図りながら誘致を進めているところです。新規就農者の誘致にあたり、各地区営農組合が主体的な取り組みを行えるよう支援を図ってまいります。

イ　新規就農者への初期投資を軽減するための複合的な支援として、事業経営の安定を目的とした経営開始資金（150 万円×3 年）と、機械・施設の導入を目的とした経営発展支援事業（500 万円）を実施しております。

　また、就農と移住を併せた相談が非常に多いことから、市の移住・交流促進室との連携を密にし、幅広い支援を講じてまいります。

ウ　就農者の相談については、ＪＡと情報共有・連携を行い適切な対応に努めてまいります。また、営農センターだよりなどを通じ、広く周知を図ってまいります。

エ・オ　これまでも認定農業者の会との意見交換会や異業種間交流会などの機会を設けてきたところです。農業者からの意見やニーズを吸い上げ、必要に応じて設置を検討してまいります。

カ　自然災害などによる収入減少支援として、収入保険の掛金に対する

補助を引き続き行います。また、燃油・飼料の高騰に伴う経営への影響に対して、12 月議会で補正予算を計上し、支援を実施してまいります。

（３）法人組織への支援

平成初期に市内で設立された農事組合法人は地域集落営農の担い手の中心として活動してきましたが、役員・構成員の高齢化、生産経費の高騰や今年 10 月から導入された消費税のインボイス制度、水田活用の直接支払交付金の補助金政策見直しなどの環境の変化により、その経営は 10 年以内に一層厳しい局面を迎えることが想定されます。

駒ヶ根市において農地利用の最適化に大きな役割を担う法人組織はとりわけ中山間地区にはなくてはならない存在であり、法人組織の衰退は、地域農業の減退や遊休農地の増加にも波及することから、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　法人組織の形態、運営方法によりインボイスへの最適な対応は異なるが、インボイス導入後の軽減策として経過期間が設けられていることから、その間に組織ごとの対応状況を確認し、経営悪化の歯止め策の助言などの支援を図られたい。

イ　広域農業法人（市全体を網羅し農事組合法人を統合など）の設立検討支援

ウ　経営に対する助言、法改正・制度改正に対応した支援

【回答】

消費税インボイス制度については、これまでも営農センター主催で研修会を実施してきたところで、これを受けて各法人が経営上の研究を進めていただいていると認識をしております。

また、役員・構成員の高齢化、補助金制度の見直しなどが、法人組織にとって大きな課題・懸念であること。農事組合法人が地域農業の中心的役割を担っていると認識しております。

法人の今後のあり方について、年明け以降、法人全体で意見交換を行う機会を設ける計画があるほか、県やＪＡなどの関係組織も一緒になって、これからの農業情勢に対応できるような栽培品目の研究や、労働力の確保など法人組織の諸課題解決の検討を進めてまいります。

（４）駒ヶ根市農業の個性化・特色化

市農産物のブランド化が課題とされているが、そのためには地元で消費することにより良さを知ってもらい、その魅力を広く発信していくことが必要です。当市農業は観光業、飲食業、食品製造業などの需要を掘り起こす

余地が十分にあります。需要家・消費者の地元農産物消費量を増やすことは地域内経済循環による経済的波及効果も大きいことから、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　農家自身や需要家との協働による新たな作物栽培や 6 次化商品の開発などの起業活動に対する支援
イ　市内需要家と認定農業者などの農家が共同して取り組む地消地産活動組織の設立
ウ　学校給食における地元農産物利用率の向上
エ　環境保全型農業や地域内資源循環型農業への充実支援
オ　スマート農業については導入が目的化する懸念があるため、高額な機器を購入することの費用対効果について十分配慮した支援となるよう講じられたい。
カ　６次産業化推進のための定期的な異業種交流会や農商工連携による収穫祭やイベントの開催

【回答】
ア・イ・カ
異業種間交流会を 12 月に実施し、農業者と商業・工業が繋がるきっかけを作ることができました。今後も継続的に実施することにより、農家・需要家のマッチングを図り、地消地産の拡大や６次産業化を推進してまいります。
ウ　学校給食については、公設卸売市場が閉鎖となりますが、食育や地消地産の観点からも引き続き地元農産物の活用を進めていきます。
エ　環境保全型農業については、引き続き国の交付金制度について周知を行い、新規取組者の拡大を図りながら環境保全型農業や地域内資源循環型農業など持続可能な農業システムの構築を支援してまいります。
オ　スマート農業については、農家の作業の効率化・負担軽減を目的とするものですが、農家ごとの経営目的の達成に資するものでなくてはなりません。そのため、導入前にヒアリングなどを行い、適切な支援に繋げてまいります。

（５）有害鳥獣対策
有害鳥獣対策については、一定の成果をあげているもののシカ・サル・カラス・ハクビシンなどによる被害は依然として深刻です。また、クマの出没回数も増加傾向にあり、人身や農作物への被害も危惧されます。
このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　地域住民への被害抑制策の周知などにより対策を一層強化するとともに、中沢地区で実施したＩＣＴ機器の試験運用で得られた実証結果を基に、今後の実用化について検討を進められたい。

イ　対策の担い手である猟友会員の高齢化に伴う会員の減少が懸念されることから、会員確保に向けての継続的な支援を図られたい。

【回答】

ア　有害鳥獣対策において、中沢地区で令和４年度に実施の実証実験は、猟友会員から効果が高いという評価をいただいております。今回の試験運用はモデル事業のため無償で実施することができましたが、今後、実用化に向けた財源確保の調整を図ってまいります。また、地域住民への被害抑制策の周知を引き続き努めてまいります。

イ　猟友会員の確保に向け広報を行うと共に、引き続き狩猟免許取得時の補助制度を実施してまいります。

2.　農地利用の最適化支援について

（１）地域計画策定体制の充実・強化

地域の農業をどのような農業にしていくのか。大切な農地をどのように守り、次の世代に継承していくのか。現在、策定している「地域計画」は将来の駒ヶ根市農業・集落に重大な影響を与える計画となります。絵にかいた餅にならぬよう実効性のある地域計画にするため、策定にあたり以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　「駒ヶ根市地域計画推進部門」の設置

策定作業は、農家への農業経営・農地利用の意向調査、調査結果を基にした目標地図の素案作成、地区の協議のとりまとめ、協議内容の計画及び目標地図への反映など多岐にわたり、かつ膨大な事務量が想定されます。

地域・個人ごとに認識や関心の差がある中で、策定に係る取り組みに格差が生じることなく策定する計画が一定レベルに到達するよう、また、各地区営農組合任せになることのないよう、農業・集落の将来に関わる「駒ヶ根市地域計画推進部門」を市役所内に設置し、農商工の連携も含めて全体の統制をとって進められるよう講じられたい。

イ　新たな農業施策・仕組みづくりの構築

「地域計画」・「目標地図」の作成過程で明確となる 10 年後の地区ごとの課題に対し、将来、農地が有効活用され農業振興につながるよう、駒ヶ根市独自の新たな農業政策を創造し統制する体制、仕組みづくりを講じられたい。

【回答】

ア　策定に向けての取り組みにおいて、５地区それぞれの地域性を踏まえた上で、地区ごとに内容に差が生じることなく、策定する計画がある程度均一化するための調整が必要と考えております。

市・県・ＪＡ・地区営農組合・認定農業者などの関係機関から構成される駒ヶ根市営農センターが中心となり、「地域計画推進部門」の役割を果たしてまいります。

また、市役所内の農商工関係部署の連携はもちろん、農業委員会と連携を図りながら、策定に至るまでの調整・推進に努めてまいります。

イ　「地域計画（目標地図を含む）」の策定により、地域農業の現状や課題のほか、地域における農業の将来のあり方や農用地の利用に関する目標も明らかとなります。計画の実現に向け、駒ヶ根市営農センターを中心に取り組んでまいります。

（２）農業インフラの整備体制の確立

農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、畦畔や農業用水路の管理は個人での対応が年々難しくなり、とりわけ中山間地区において支障をきたす場面が出ています。また、畦畔管理においては、経営規模拡大時の阻害ともなっています。

従来、地区住民によって行われてきた市道法面の草刈りも最近では行わない地区もあるため、カメムシなど害虫の発生場所となり、隣接する農地に悪影響を及ぼしている場面も見受けられます。このことは農地や水路の保全管理のみならず農村景観をも損ねることとなり、駒ヶ根市のイメージダウンにつながりかねません。

また、農業用水路などの水利施設においても経年劣化による老朽箇所が散見されることから、近年の豪雨災害のリスクに対応した整備が必要です。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア　畦畔の草刈りについて個人の負担が軽減できる組織体制の構築

イ　市道及び農業用水路脇の草刈りを市民協働で行うよう啓発・周知

ウ　農業用水路など水利施設の改修について、土地改良区や多面的機能支払交付金の活動組織などの計画的改修に対する継続的支援

【回答】

ア　畦畔管理については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象農地において、農用地法面・畦畔の草刈りは必須の活動内容に位置づけられており、その保全管理に対して支援を行っているところです。既存の組織体制を活かした畦畔管理の負担軽減について、

活動組織と検討を進めてまいります。また、中山間地域等直接支払交付金を活用したリモコン草刈機の導入など引き続き支援してまいります。

イ　市道や農業用水路脇の草刈りについては、全ての箇所を市で実施することは延長や財政的にも不可能であるため、地域の皆さんにお願いしご協力をいただいているところです。

　啓発や周知につきましては、市のホームページなどや水路管理者の広報誌等での実施について検討していきたいと考えています。

ウ　多面的機能支払交付金の活動組織が実施する水利施設の改修工事は、交付額の範囲内で組織が計画的に実施することとなります。市では、予め定められた交付金の負担割合を負担し、改修の支援をしてまいります。

　土地改良区が改修を実施する際は、改良区のほか市も費用負担が生じるため、改修の予定（希望）がある場合は、事前に市に協議していただき、事業の是非を判断のうえで、必要に応じて次年度以降の予算に反映させるなど計画的改修に対する継続的な支援を実施してまいります。